

官報 号外

平成十六年一月二十九日

○第百五十九回国会 衆議院会議録 第五号

平成十六年一月二十九日(木曜日)

議事日程 第四号

平成十六年一月二十九日
午後零時三十分開議

第一 平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)

第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出)

○本日の会議に付した案件

小泉内閣総理大臣の去る二十七日の会議における答弁に関する発言

日程第一 平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)
日程第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出)

平成十六年一月二十九日 衆議院会議録第五号

午後零時三十二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

内閣総理大臣の発言

○議長(河野洋平君) 内閣総理大臣から、去る二十七日の会議における答弁に関し発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣小泉純一郎君。

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 二十七日の本会議の答弁において、私より、サマワ市評議会が現在存在しているとの発言をいたしました。これを撤回します。

これは、サマワ市評議会議員は総辞職したとのオランダ軍及びCPAからの情報に基づく報告を受けたからであり、現地情勢については引き続き注視する必要があると考えております。

いずれにしても、現時点において、市評議会の問題が治安情勢の悪化に直接関係があるとは見られないことから、自衛隊の派遣について判断の前

提となる現地情勢に対する認識を変更する必要はないと考えます。

今後とも、現地情勢については十分に注視してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第一 平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)

日程第二 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、日程第二、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。財務金融委員長田野瀬良太郎君。

平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田野瀬良太郎君登壇)

○田野瀬良太郎君 ただいま議題となりました両案のうち、まず、平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、昨二十八日、財務金融委員会において全会一致をもって起草、提出したものでありまして、平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金などに係る所得税及び法人税について軽減措置を講ずるものであります。具体的には、これらの租税の負担の軽減を図るため、同補助金などのうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすこと等とし、また、農業生産法人が交付を受けるものについては、所定の圧縮記帳の特例を認めることとしてしております。

なお、本案による国税の減収額は、平成十五年度において約五億円と見込まれますので、本案の提出を決定するに際しましては、内閣の意見を聴取いたしました。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

小泉内閣総理大臣の去る二十七日の会議における答弁に関する法律案外一案

申し上げます。

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とすることができるようになるもので、以下、その概要を申し上げます。

第一に、この法律の目的において、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」の観点を明示することとしております。

第二に、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、支払い等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課する措置、対外直接投資の内容の変更または中止を勧告する措置、輸出及び輸入について承認を受ける義務を課する措置を講ずべきことを決定することができることとしております。

第三に、政府は、閣議決定に基づき以上の措置を講じた場合には、当該措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならないこととしております。この場合において不承認の議決があったときには、政府は、速やかに当該措置を終了しなければならないこととしております。

本案は、昨二十八日当委員会に付託され、同日

提出者水野賢一君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小泉純一郎君
財務大臣 谷垣 禎一君

○議長長の報告

(報告書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成十五年十一月十九日から平成十六年一月十八日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

(応召議員)

一、今二十九日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

石川県第三区

瓦

力君

(議員死去)

一、広島県第五区選出議員池田行彦君は、昨二十八日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る二十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

財務金融委員会

理事 島

六日委員辞任につきその補欠

理事 中塚 一宏君(理事平岡秀夫君去る十六日委員辞任につきその補欠)

理事 長妻

昭君(理事永田寿康君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 小平 忠正君(理事鮫島宗明君去る十六日委員辞任につきその補欠)

理事 黄川田 徹君(理事橋崎欣弥君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

理事 山田 正彦君(理事堀込征雄君去る二十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

木村 隆秀君

田村 憲久君

谷口 隆義君

山名 靖英君

佐々木憲昭君

吉井 英勝君

田村 憲久君

木村 隆秀君

山名 靖英君

谷口 隆義君

吉井 英勝君

佐々木憲昭君

農林水産委員

辞任

補欠

佐藤 勉君

原田 令嗣君

野呂田芳成君

古川 慎久君

西 博義君

榊屋 敬悟君

原田 令嗣君

佐藤 勉君

古川 慎久君

野呂田芳成君

榊屋 敬悟君

西 博義君

国家基本政策委員

辞任

池田 行彦君

補欠

瓦 力君

予算委員

辞任

植竹 繁雄君

補欠

中山 泰秀君

倉田 雅年君

津島 雄二君

井上 和雄君

海江田万里君

河村たかし君

平岡 秀夫君

高木 陽介君

村井 宗明君

津島 恭一君

中山 泰秀君

原田 令嗣君

鈴木 克昌君

津村 啓介君

古本伸一郎君

牧野 聖修君

長沢 広明君

議院運営委員

辞任

古賀潤一郎君

馬淵 澄夫君

市村浩一郎君

武正 公一君

補欠

武正 公一君

市村浩一郎君

馬淵 澄夫君

古賀潤一郎君

懲罰委員

辞任

瓦 力君

補欠

池田 行彦君

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

江崎洋一郎君

原田 令嗣君

仙谷 由人君

佐々木憲昭君

吉井 英勝君

西田 猛君

石田 真敏君

城内 実君

西村 康稔君

高井 美穂君

補欠

石田 真敏君

城内 実君

高井 美穂君

吉井 英勝君

佐々木憲昭君

西村 康稔君

江崎洋一郎君

原田 令嗣君

西田 猛君

仙谷 由人君

予算委員

辞任

大島 理森君

津島 雄二君

丹羽 雄哉君

町村 信孝君

石田 祝穂君

佐藤 鍊君

田中 英夫君

津島 恭一君

西銘恒三郎君

大口 善徳君

補欠

西銘恒三郎君

津島 恭一君

田中 英夫君

佐藤 鍊君

大口 善徳君

町村 信孝君

丹羽 雄哉君

津島 雄二君

大島 理森君

石田 祝穂君

議院運営委員

辞任

古賀潤一郎君

補欠

笠 浩史君

(常任委員死去)

一、昨二十八日、懲罰委員池田行彦君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任

生方 幸夫君

大出 彰君

大出 彰君

生方 幸夫君

補欠

大出 彰君

生方 幸夫君

大出 彰君

一、昨二十八日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出)

平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)

(議案受領)

一、去る二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政党助成法を廃止する法律案

国の行政機関等の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案

地域金融の活性化に関する法律案

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出、衆法第一号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出)

三

平成十六年一月二十九日 衆議院会議録第五号

議長の報告 平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

四

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十七日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、財政に関する事項
 - 二、税制に関する事項
 - 三、関税に関する事項
 - 四、外国為替に関する事項
 - 五、国有財産に関する事項
 - 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
 - 七、印刷事業に関する事項
 - 八、造幣事業に関する事項
 - 九、金融に関する事項
 - 十、証券取引に関する事項
 - 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 平成十六年一月二十七日
- 財務金融委員長 田野瀬良太郎
- 衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、農林水産関係の基本施策に関する事項
 - 二、食料の安定供給に関する事項
 - 三、農林水産業の発展に関する事項
 - 四、農林漁業者の福祉に関する事項
 - 五、農山漁村の振興に関する事項
 - 二、調査の目的
- 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
- 三、調査の方法
- 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 四、調査の期間
- 本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
- 平成十六年一月二十七日
- 農林水産委員長 高木 義明
- 衆議院議長 河野 洋平殿
- (質問書提出)
- 一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
- 消費税の総額表示方式の義務化に関する質問主意書(菊田まきこ君提出)
- イラクへの自衛隊派遣に関する質問主意書(中川正春君提出)
- 交戦権とCPA(イラク暫定統治機構)への資金

供与との関係等に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員照屋寛徳君提出「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年二月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員赤嶺政賢君提出「諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十六年一月二十八日

提出者

財務金融委員長 田野瀬良太郎

平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けた場合、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十五年度のとも補償に係る事業(農業者の拠出金及び政府から交付を受けたとも補償事業費から成る資金から米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を交付する事業をいう。以下同じ。)に基づく補償金の交付を受けた場合及び市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換緊急推進事業(生産調整対象水田面積のうちの平成十二年度からの拡大分に係る水田について飼料用稲及びそばの生産の拡大及び定着を推進する事業をいう。以下同じ。)の実施主体として認めた団体から平成十五年度の水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十五年分の所得税については、その交付を受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その交付を受けた補償金の金額のうち当該個人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額及びその交付を受けた水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の金額の合計額(以下こ

の条において「補助金等の金額」という。は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として財務省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金の交付を受けたもの、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成十五年度のとも補償に係る事業に基づく補償金の交付を受けたもの及び市町村若しくは農業協同組合又は都道府県知事が地方農政局長と協議して水田作付体系転換緊急推進事業の実施主体として認めた団体から平成十五年度の水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた水田農業経営確立助成補助金の金額、その受けた補償金の金額のうち当該法人に係るとも補償事業費の金額に相当する金額として財務省令で定める金額及びその受けた水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の金額の合計額(次項において「補助金等の金額」という。)をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業経営確立助成補助金、とも補償に係る事業に基づく補償金及び水田作付体系転換緊急推進事業に基づく補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた補助金等の金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成十五年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞ

れその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約五億円である。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十六年一月二十八日

提出者

水野 賢一	村井 仁
上田 勇	漆原 良夫
渡辺 周	中川 正春
松原 仁	長妻 昭
賛成者	
鈴木 俊一	外三十五名

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 削除」を「第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置(第十条第十五条)」に改める。

第一条中「正常な発展」の下に「並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」を加える。

第二章を次のように改める。

第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置

第十条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置(この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第十六条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第四項、第四十八条第三項及び第五十二条の規定による措置をいう。)を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

第十一条から第十五条まで 削除

第十六条第一項中「又は国際平和」を「国際平和」に改め、「特に必要があると認めるとき」の下に「又は第十条第一項の閣議決定が行われたとき」を加える。

第二十一条第一項中「又は国際平和」を「若しくは国際平和」に改め、「認めるとき」の下に「又は第十条第一項の閣議決定が行われたとき」を加える。

第二十三条第四項中「認められるとき」の下に「又は第十条第一項の閣議決定が行われたとき」を加える。

第二十四条第一項及び第二十五条第四項中「又は国際平和」を「若しくは国際平和」に改め、「認めるとき」の下に「又は第十条第一項の閣議決定が行われたとき」を加える。

第四十八条第三項中「並びに」を「のため」に改め、「発展」の下に「のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため」を加える。

第五十二条中「図るため」の下に「我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため」を加える。

第六十九条の四第一項第三号中「又は第四十八条第一項若しくは第二項」を「第四十八条又は第五十二条」に改め、同条第二項第三号中「第二十四条第一項」の下に「第四十八条第三項又は第五十二条」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

理 由

近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を講ずべきことを決定することができることとし、閣議決定が行われたときは主務大臣が支払について許可を受ける義務を課することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(水野賢一君外七名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を講ずべきことを決定することができることとし、閣議決定が行われたときは主務大臣が支払について許可を受ける義務を課することができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

この法律の目的において、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持の観点を明示することとする。

2 我が国の平和及び安全の維持のための措置等

(一) 対応措置の決定及び国会の承認等

(1) 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置(閣議決定に基づき主務大臣により行われる(二)から四までによる措置をいう。)を講ずべきことを決定することができることとする。

(2) (1)の閣議決定に基づき対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から二十日以内に国会に付議し、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならないこととする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならないこととする。

(3) 政府は、(2)の場合において不承認の議決があつたときには、速やかに、当該対応措置を終了させなければならないこととする。

(二) 主務大臣が、支払等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課することができる場合として、

(一) (1)の閣議決定が行われた場合を加えることとする。

(三) 財務大臣が、対外直接投資の内容の変更

又は中止を勧告することができる場合として、(一) (1)の閣議決定が行われた場合を加えることとする。

四 輸出及び輸入について、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は(一) (1)の閣議決定を実施するため、承認を受ける義務を課せられることがある旨を明記することとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとする。

(二) その他所要の規定を整備することとする。

二 議案の可決理由

本案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において対応措置を講ずべきことを決定することができることとし、閣議決定が行われたときは主務大臣が支払について許可を受ける義務を課することができることとする等の措置を講じようとするもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

平成十六年一月二十八日

財務金融委員長 田野瀬良太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

政府は、外国為替及び外国貿易法第十条に基づ
き、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要
があるとして閣議により措置を講ずべきことを決
定し、当該措置を講じた場合には、速やかにその
理由を公表すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二一五円 二〇円